

高穂中学校部活動に係る方針

本規約は「草津市立中学校に係る部活動の方針」に則り、策定したものである。

1. 基本方針

部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心がある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものである。また、専門的知識や技術の習得や責任感、連帯感の涵養、自主・自立の精神や集団規律等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものでもある。

2. 目的

- ① 学年・学級の所属を離れ、共通の興味・関心を持った生徒同士が協力し合い、より豊かな人間形成を目指す。
- ② 望ましい集団活動のひとつとし、心身の健全な発達や個性の伸長を目指す。

3. 部活動の設置

- ① 活動場所や顧問の指導体制を考慮した数とする。
- ② 創部、廃部については別に規定する。

【現在開設している部活動】

陸上競技（男女） 野球（男女） サッカー（男女） ソフトボール（女子）
ソフトテニス（男子） ソフトテニス（女子） バスケットボール（男子）
バスケットボール（女子） バレーボール（女子） 卓球（男子） 卓球（女子）
剣道（男女） バドミントン（女子）
吹奏楽（男女） 科学（男女） 美術（男女） 情報処理（男女）
合計 17部

4. 活動について

- ① 活動は、顧問および部活動指導員の指導、監督下で行うことを原則とする。
- ② 活動終了時には、各部顧問が活動場所に置いて後片付けや施錠の確認をし、生徒の下校を見届けるものとする。鍵の管理は生徒にさせず、顧問が行う。
- ③ 各部顧問は、活動予定を明示した月間予定表を作成し、生徒および保護者に配布する。なお、予定表は必ず管理職に一部提出する。
- ④ 朝練習は、行わないものとする。
- ⑤ 学校行事や会議日、定期テストの1週間前から、テスト終了までは原則として活動停止とする。但し、中体連もしくは協会主催の公式試合については、顧問の申請があり、管理職の承認を得て活動停止日に活動することができる。その場合、部員の保護者に事前に連絡し承諾を得て、全教職員にも周知することとする。
- ⑥ 悪天候時やインフルエンザ等感染症流行期、また近隣での不審者情報等、生徒の安全確保のため緊急に活動停止にすることもある。

5. 活動時間について

- ① 活動時間は、平日概ね2時間以内、休日概ね3時間以内とする。
- ② 試合等でやむなく活動時間が延長される場合は、事前に生徒および保護者に伝え、承諾を得ること。

6. 活動終了時刻と完全下校時刻

- ① 体育館の使用を各部活動輪番制とするため、学校全体としての活動終了時刻および完全下校時刻を以下のように設定するものとする。
- ② 下校時刻が守れない場合は、顧問から部員への指導し、改善を求めるものとする。また、その状況によっては関係教職員で協議の上、部活停止等の措置をとることもある。

※令和4年8月26日改訂

時 期	活動終了時刻	完全下校時刻
4月～7月 (中体連夏季大会まで)	17:45	18:00
8月～10月 (中体連秋季大会まで)	17:15	17:30
10月～3月	16:45	17:00

7. 休養日の設定について

- ① 生徒の健康を考慮し、休日および平日に最低1日ずつ活動を行わない休養日を設ける。
- ② 大会や練習試合などの関係で、やむを得ず①の休養日を設けることができない場合は、前後2週間の間にその振替えを行うものとする。
- ③ 各部が作成する予定表には、「休養日」を明記し、保護者に周知することとする。

8. 休日の活動について

- ① 平日の活動に準じる。
- ② 活動時間は概ね3時間以内とする。
- ③ 校外において活動する場合は、事前に「対外試合(活動)参加届」を提出し、管理職の許可を得て行う。

9. 長期休業中の活動について

- ① 休日の活動に準じる。
- ② 全校的な休養日の設定はしない。各部最低週2日以上休養日を原則設定するものとする。

10. 入部について

- ① 入部は、活動の意志のある者とし、全員が加入しなくてもよい。
- ② 見学・仮入部期間を2週間程度設け、実際に活動に参加した後、入部届を顧問に提出し、認められた時に部員となる。
- ③ 仮入部期間の休日は活動しない。
- ④ 正式入部までの活動時間は、16:45部活終了、17:00完全下校とする。

11. 活動継続について

- ① 部活動に対する生徒の意志確認と部員数把握のため、年度当初に2、3年生の部員は部活動継続届を提出するものとする。
- ② 「継続届」は、保護者自署または捺印の上、期日までに学級担任に提出をする。学級担任は各部顧問に提出をする。継続届を出さない生徒は「退部届」を顧問に出す。

1 2. 退部・転部について

- ① 退部する場合、顧問及び学級担任に相談をし、保護者同意の上で「退部届」を提出するものとする。また「退部届」は理由を記入し、保護者自署または捺印の上、退部する顧問に提出するものとする。
- ② 途中入部する場合、「入部届」に必要事項を記入し、保護者自署または捺印の上、顧問に提出するものとする。その後、顧問の了承をもって正式入部とする。
- ③ 転部する場合、上記①および②の手続きをして行う。

1 3. 新設・廃部について

(1) 新設について 以下の項目をすべて満たすものとする。

- ① 活動目的が明確で長期にわたり活動を維持していけること。
- ② 職員会議で新設が決定したとしても、仮入部を経て、入部届を出された段階で以下の人数が揃っている場合に限る。
 - I 運動部については、原則として団体試合出場に必要な希望者がいること。
 - II 文化部については入部を希望する生徒が相当数いること。
- ③ 生徒・保護者・地域に新設を求める声があがっていること。
- ④ 部活動担当で生徒数・教員数・活動場所などの状況を確認した上で、長期的な展望も踏まえて設置可能かどうかを判断し職員会議で提案する。

以上のことを考慮し、学校の現状を踏まえて職員会議で協議し、校長が決定する。

(2) 廃部について 以下の手順において廃部を検討、決定する。

- ① 新入部員を募集し、入部届・継続届を提出した人数が以下の条件に満たない場合、職員会議で廃部について協議する。
 - I 運動部は、団体試合出場に必要な人数の希望する人数に満たない場合
 - II 文化部は、部員が全くいなくなる場合
- ② ①を満たした場合、次年度の募集では「入部届・継続届の合計人数が、団体試合出場に必要な人数集まらない場合は廃部が決定する」旨を伝え、募集をかける。
- ③ 入部届・継続届を確認し、団体試合出場に必要な人数が揃っていない場合は、1年生の入部を認めないが、2年生が引退するまでの活動は保証する。

以上の3点を順に満たした場合、廃部について職員会議で協議し、校長が決定する。

なお、廃部が決定した部活動の顧問は、廃部年度活動終了後は他の部活動の補助にあたる。

1 4. 設置外部活動につて

本校に設置していない部活動の大会参加は原則認めない。ただし、4月に配布する「設置外部活動大会参加希望届」を提出したもののうち、次の条件を満たした場合のみ参加を認める。

- ① 大会に引率する教員がいること。
- ② 中体連が主催する大会であること。
- ③ 職員会議において全職員の承認が得られること。

1 5. その他生徒の安全を守るための約束事

(1) 活動場所について

- ① 敷地内の車道で練習を行うときは活動範囲をコーン等で囲い注意喚起を行う。
- ② 中庭での練習は原則顧問の直接指導で十分周囲に気をつけて行うこと。

- ③ 室内練習は、階段を使って周回走行をするような練習は行わない。
- ④ 体育館外を周回するランニングを行うときは、コーナーに顧問もしくは部員が立ち、接触事故が起こらないように十分注意する。
- ⑤ 校外を走る場合は、危険個所に顧問が立つなど安全に十分配慮して行う。
- ⑥ 旧校舎南側（特別支援学級ベランダ側）での活動はしない。

(2) 顧問の指導体制について

- ① 直接指導を原則とする。
- ② 直接指導が難しい時は休養日とするか、練習メニューを生徒に指示し、緊急時の連絡体制・方法を確認の上他の部の顧問に見回りを依頼する。さらに、練習終了時には必ず活動場所に顧問が行き、練習の様子を聞き取る。
- ③ 校外での試合や練習への引率は複数顧問で行う。
- ④ 練習中のけがや気になることがあったときは、その軽重にかかわらずその日のうちに保護者連絡を行う。なお、救急搬送等を行った場合は速やかに管理職に報告する。
- ⑤ 家庭訪問や教育相談など担任が指導にあたれない期間は、担任以外で教員による巡回指導体制（部活担当が作成する）を組み見守りを行う。

(3) その他

- ① 毎日部員の出欠確認をする。
- ② 練習中のけがは必ずその日のうちに顧問に知らせるように部員に徹底する。
- ③ 危険回避のための部員の訓練（人がいる方向にボール等が飛んだらみんなで大声で知らせる等）を行う。

16. 3年生の進路決定後の部活動参加について

スポーツ・文化芸術推薦選抜等により中学校を卒業後の進路が決定した生徒も含めて、引退後の部活動への参加は認めない。ただし、お別れ会等の各部の顧問が主催した活動については参加してもよい。